第4次南あわじ市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(概要版)

1. 実行計画策定の背景

- ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)) において、「パリ協定」が採択され、産業革命以降の世界の気温上昇を 2℃未満に抑えることを目標として掲げました。
- 各国は 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、「約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、日本においても 2030 年度に向けた温室効果ガス削減目標として「日本の約束草案」を提出しました。「日本の約束草案」では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26.0%削減することを掲げ、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。(※2020 年 10 月、首相の所信表明演説で「2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」との目標を打ち出しました。)

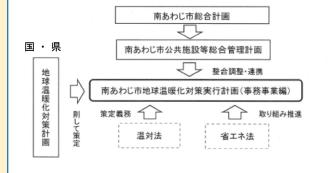
2. 第4次実行計画の概要

(1)法的位置づけ

- •「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第21条に規定する「地方公共団体実行計画」として、行政の事務事業より排出される温室効果ガスの把握及び排出抑制を目的として南あわじ市が策定する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))です。
- ・本市の市長部局は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)第7条に規定される「特定事業者」(年度単位のエネルギー総使用量が原油換算で1,500 kL を超える事業者)であり、本市の主な温室効果ガス排出要因はエネルギー消費に伴うものであることから、実行計画では省エネルギー化と温室効果ガスの削減を一体的に実施するものとします。

(2)計画的位置づけ

本計画は、「南あわじ市総合計画」を上位計画として、 南あわじ市の環境保全、省エネルギー化による温室効 果ガスの排出抑制など地球温暖化対策を担う計画と して位置づけられます。



(3)第4次実行計画の基本的事項

① 計画の期間

• 基準年: 平成 25 年度(2013 年度)

• 実行計画期間:令和3年度~令和7年度

(2021年度~2025年度)

②対象施設

・南あわじ市が管理する全事務・事業 (直接管理施設及び指定管理施設)

③調査対象とする温室効果ガス

·二酸化炭素(CO2)

3. 温室効果ガス排出状況

温室効果ガス総排出量及び排出構成

① 令和元年度の温室効果ガス総排出量

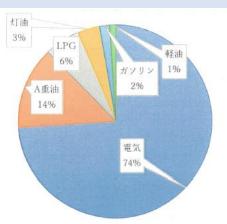
排出量:11,491 t-CO2

② 令和元年度の活動量・排出量内訳及び排出構成

排出源		活動量		排出量 (t-CO ₂)
	ガソリン	83,706	Q	194
JAR.	軽油	48,491	Q	125
燃料	灯油	168,812	Q	420
	A 重油	583,585	Q	1,582
	液化石油ガス(LPG)	112,353	m³	671
電気		17,141,732	kWh	8,499
温	皇室効果ガス全体			11,491

項目別排出量(令和元年度)

・電気の構成比が全体の 74%と最も高く、以下 A 重油 (14%)、LPG (6%)、灯油(3%)な どの施設燃料が続いて います。



項目別排出量内訳(令和元年度)

4. 温室効果ガス削減目標

平成 25 年度総排出量(12,589 t-CO2)に対し 27.8%削減

温室効果ガス総	排出量(t-CO2)	温室効果ガス削減目標	
平成 25 年度 2013 年度 (基準年)	令和7年度 2025 年度 (目標年度)	削減率 (%)	削減量 (t-CO2)
12,589	9,083	27.8%	3,506

※2020年12月、兵庫県は2030年度の排出目標を26.5%削減から「最大38%削減」に引き上げました。

5. 温室効果ガス排出量削減への取組施策

(1)ソフト的取組施策(職員の取組)

①空調、換気に関する取組

• 冷暖房温度の適温設定(冷房 28℃、暖房 20℃)の一層の徹底に努める。…など

②照明に関する取組

• 使用していない部屋やエリア、日当たりのよいエリアなどは直ちに消灯する。…など

③OA 機器に関する取組

•パソコンの電源管理(低電力モードの活用や外勤時の電源 OFF など)を行う。…など

④公用車使用に関する取組

・給油時等にタイヤの空気圧をチェックする。…など

⑤その他の電気の使用に関する取組

・台車による荷物の運搬以外では、直近階や階下への移動は階段を利用する。…など

⑥省資源(用紙・水等)に関する取組

・トイレ、洗面所での水の流しっぱなしをやめ、節水に努める。…など

⑦ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

・インクジェットプリンターのインクカートリッジは業者回収を徹底する。…など

⑧その他の取組

・職員全員を対象に、環境に関する研修を積極的に実施する。…など

(2)ソフト的取組施策(施設管理者)

①空調、換気に関する取組

・施設の閉館時間の30分~1時間前に空調の熱源を切る(送風のみとする)。…など

②照明に関する取組

・ 照明機器の反射板などの清掃を定期的に実施する。…など

③省資源に関する取組

・施設利用者に節水を呼びかける。…など

④ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

・雑紙(名刺サイズより大きな紙)の資源回収化を推進する。…など

⑤施設の運用改善に関する取組

・空調機器の運用マニュアルを作成・統一する。

⑥公共工事における環境配慮に関する取組

・基本構想や基本計画・基本設計などから環境への負担の少ない事業推進を図る。…など

⑦その他の取組

・自動販売機の設置台数の見直しや、省エネ型への転換を設置者に要請する。…など

(3)ハード的取組

①省エネルギー機器への更新

- ・設備の更新、導入時には、環境省の定める省エネ性能・環境性能の高い設備機器・技術などに倣い、 より高度な技術の導入を図ります。
- ②再生可能エネルギーの導入促進
- ③低公害車の導入促進

(4) その他の温室効果ガスの削減に資する取組 (行政としての取組)

- ①電気事業者の選択
- ②グリーン購入の促進
- ③環境配慮契約の促進
- ④カーボンオフセット (CO₂排出の埋め合わせ) の促進
- ⑤フロン法における簡易定期点検の実施の徹底
- ⑥エネルギーマネジメントシステムの率先的な導入

(5) 市域全体の取組への発展

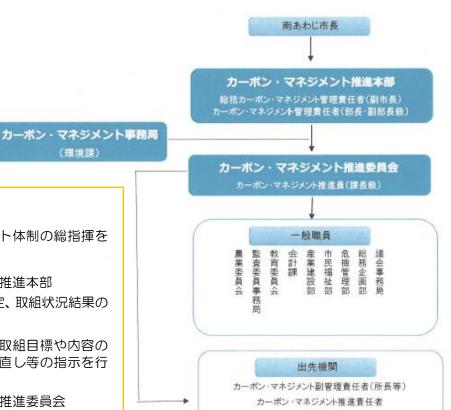
- ①COOL CHOICE (地球温暖化対策に 資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動)の促進
- ②上下水道関連施設における処理量の低減 ③コミュニティバス運行事業について
- ④レジ袋削減の推進
- ⑤ごみの削減
- ⑥環境美化対策の推進

6. 実行計画の推進

(1) 推進体制

本計画を総合的かつ機能的に推進していくため、南あわじ市カーボン・マネジメント推進本部等を設置し、

(環境課)



南あわじ市カーボン・マネージメント体制

より効果的で波及性の高い体制の構築を目指します。

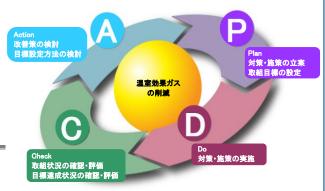
責任と役割

- □市長
 - カーボン・マネジメント体制の総指揮を 執ります。
- □ カーボン・マネジメント推進本部
 - 計画の策定、目標の設定、取組状況結果の 評価を行います。
 - ・評価の結果に基づき、取組目標や内容の 改善など実行計画の見直し等の指示を行 います。
- □ カーボン・マネジメント推進委員会
 - 計画案の策定、目標の検討を行います。
 - 推進本部の指示に基づき、見直し案の検 討を行います。
- □ カーボン・マネジメント推進員
 - 推進責任者の役割を補佐します。
- □ カーボン・マネジメント事務局
 - 推進本部、推進責任者と連携調整を図り、 目標の達成に向けて取組を推進します。

(2)計画の点検体制

Plan (計画)	カーボン・マネジメント推進本部は、カーボン・マネジメント を含む地球温暖化対策の推進に関わる対策・施策の決 定、目標の設定、取組状況結果の評価を行います。	
Do (実行)	カーボン・マネジメント推進員は、目標の実現に向けた取組を推進し、実行します。また、エネルギー使用量の大きい施設等では、各施設の管理標準に基づき、運転制御や点検等を徹底することで、省エネ・省資源の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。取組の実行に際しては、目標や取組の意義等について、カーボン・マネジメント推進委員会と事務局は連携し、全職員に周知します。また、意識の高揚に向けた啓発を継続的に実施します。	
Check (点検・評価)	事務局は、取組の状況やエネルギーの消費状況等を定期的に点検・評価し、事務事業の現状を把握するとともに、課題を抽出します。また、課題の解決に向けた対策等を検討します。	
	カーボン・マネジメント推進本部は、事務局及びカーボン・マネ ジメント推進委員会からのエネルギー使用量をはじめとする 活動状況、温室効果ガス排出状況、省エネルギー化や温室	

PDCA サイクル (環境マネジメントシステム)



(3)計画の管理手法

Action

(見直し)

実行計画期間中は、年度ごとに調査対象範囲の温室効果ガス 排出状況調査及び職員の取組実施状況調査を行います。また、排出状況の実態把握及び取組実施状況と共に、実行計画 における温室効果ガス削減目標について、その達成状況等を 確認し、次年度により効果的な取組を図るための施策等について検討します。

効果ガス削減措置に関する取組状況調査結果の報告を基に、必要に応じて措置を見直すものとします。特に、取組状況

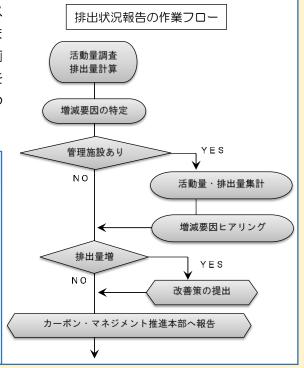
とエネルギー使用量または温室効果ガス排出量の増減状況 に矛盾があるような場合、措置そのものの見直しの検討につ

いて、事務局に指示します。

(4) 職員に対する研修

本市では環境に関する研修を計画的に実施するとともに、 庁内 LAN 等の活用により地球温暖化対策等に関する情報 を積極的に提供し、地球温暖化防止に向けた、より幅広い 取組を促進するものとします。

・研修内容:地球温暖化関連情報、計画の内容及び進捗 状況、推進体制と役割、省エネルギーや温室効果ガス 削減措置等



第4次南あわじ市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(概要版)

発行:南あわじ市役所 編集:市民福祉部 環境課

> 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22-1 TEL: 0799-43-5214 FAX: 0799-43-5314 MAIL: kankyou@city.minamiawaji.hyogo.jp